



2020年9月16日
技術指導会議および取締役会
資料No.5



非常災害復旧応援の手引 (静岡県版補足説明)

株静岡県電気工事協力会
中部電力 PG(株)静岡支社電力サービス部配電運営課

2014年 6月制定
2020年 9月改正

目 次

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	応需業務の内容	1
4	応援体制の整備	1
5	応援の事前調整(発災が予想される場合)	1
6	応援の要請	1
7	応援可能要員の把握と報告	2
8	応援者の集合と管理	2
9	復旧工事依頼	2
10	施工報告	3
11	動員解除報告	4
12	支払い	4

様 式

様式1 「非常災害復旧応援事前調整回答書（管内応援用）」

様式2 「非常災害復旧応援要請書（管内応援用）」

様式3 「非常災害復旧応援要請回答書（管内応援用）」

様式4 「施工指示票兼施工結果報告書」 【配電設備復旧班運用の手引：帳票10】

様式5 「改修伝票」 【配電設備復旧班運用の手引：帳票 9】

様式6 「引込および内線工事票兼しゅん工票（電気引込工事センター…災害用）」 【配電帳票 配215】

様式7 「非常災害復旧応援材料表（センター使用分）」

1 目的

「非常災害復旧応援の手引（中部電気工事協力会連合会）」（以下、「連合会手引」という。）は、主に電力の支社間応援の基本的事項を定めていることから、管内で発生した災害に対する復旧応援の基本的事項を「静岡県版補足説明」として、静岡県電気工事協力会（以下、「県協力会」という。）と中部電力パワーグリッド（以下、「電力」という。）静岡支社（以下、「支社」という。）との間で定め、迅速な復旧体制の確立および効率的な運営を図る事とする。なお、電力の営業所間をまたぐ応援は、連合会手引に準ずることとする。

2 適用範囲

「連合会手引」とおり。

3 応需業務の内容

「連合会手引」のとおり。

4 応援体制の整備

「連合会手引」における「連絡ルート」「連絡方法」について、各電気引込工事センター（以下、「センター」という。）は、毎年7月末日までに当年度契約に応じた直営班・協力工事店の「災害復旧応援組織図」および下記内容を網羅した「連絡表」を県協力会ならびに電力営業所に提出する。（様式自由）

- ・センターと電力営業所の連絡責任者および連絡先
- ・応援者集合場所
- ・伝票授受方法（授受場所、復旧区分確認）
- ・資材授受方法

5 応援の事前調整（発災が予想される場合）

台風等による設備被害が予測される場合、電力営業所はセンターと事前調整を実施する。

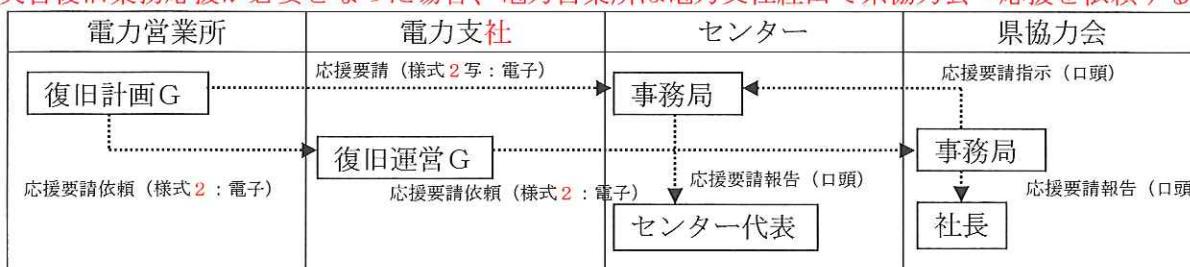


- ・応援可能日
- ・応援可能内容（引込線工事、計器工事、一戸不点 等）
- ・応援可能人数および組数
- ・応援可能車両（作業車、高所作業車）

発災後の依頼では、センター・協力工事店側の業務調整が困難となるため、襲来時期予想や被害予測を基に予め応援調整を行う。

6 応援の要請

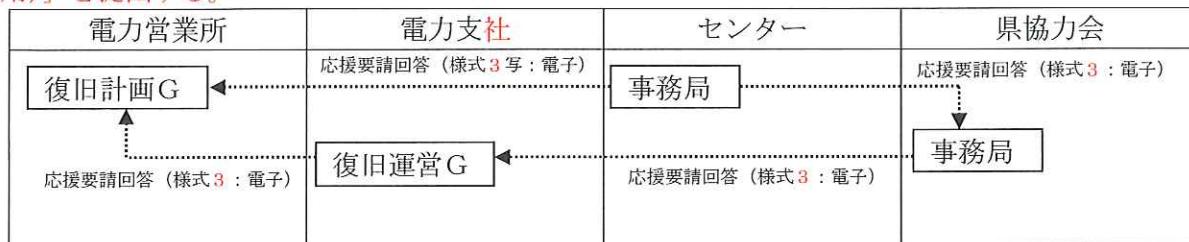
災害復旧業務応援が必要となった場合、電力営業所は電力支社経由で県協力会へ応援を依頼する。



- (1) センター代表は、電力営業所から要請のあった作業人数および車両台数を確保するよう調整する。
- (2) 電力営業所は、要請した作業員の待機と車両が駐車できる集合場所を選定する。
- (3) 様式2「非常災害復旧応援要請書（管内応援用）」の集合場所欄には住所や目標物を記載する。

7 応援可能要員の把握と報告

センターは、応援要請の調整が完了したら、電力営業所へ様式3「非常災害復旧応援要請回答書（管内応援用）」を提出する。



- (1) センタ一直営班および協力工事店に所属する満18歳以上の従事者ランクs・a・b・計器資格保有者とする。
- (2) 原則として1店2名以上（やむを得ず2店以上の協力工事店で作業班を組む場合は、施工・伝票・安全
管理など責任工事店を定めること。）とする。
- (3) 応援者の服装および装備等は、「連合会手引」のとおりとする。
- (4) センターは、様式3作成時、現地で連絡がとれるよう応援責任者の携帯電話番号を記入する。

8 応援者の集合と管理

応援者は、電力営業所とセンターであらかじめ決めた集合場所に集合する。

- (1) 応援者は、センター連絡責任者の指示に従って行動する。
- (2) 応援者は、工具点検と所有資材の在庫確認をする。

9 復旧工事依頼

電力営業所は、センターへ復旧工事を依頼する。



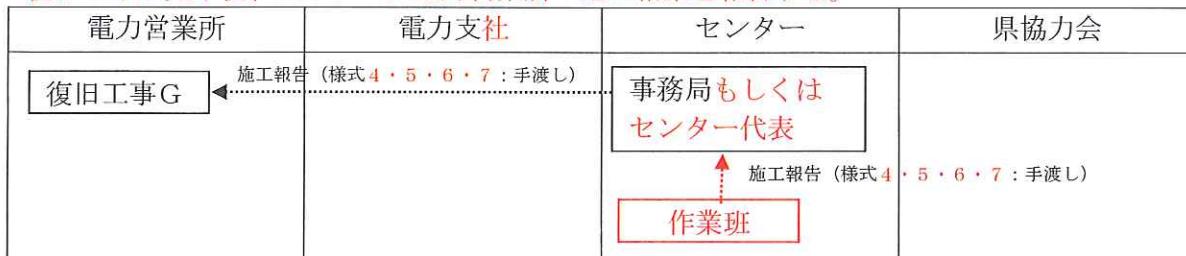
- (1) 電力営業所は、様式4「施工指示票兼施工結果報告書」ならびに様式5「改修伝票」は漏れなく記入し、
必要に応じ、その他書類（現場写真、地図等）を添付する。
- (2) 電力営業所はセンターへ伝票授受時、社給資材漏れや情報不備による阻害を防止するため、本工事、仮
工事の詳細の復旧工事内容を明確に打合せする。
- (3) 社給資材がある場合、電力営業所は、センターへ必要数渡すとともに双方で数量確認をする。
- (4) センターは、作業班を原則2～3名、店毎に編成する。（やむを得ず2店以上の協力工事店で作業班を
組む場合は、施工・伝票・安全管理など責任工事店を定める。）

一戸不点対応は、簡易点検・調査までを実施し、詳細調査以降をお客さまが希望される場合は、後日対応となる旨を説明する。対応に困った際は、センター連絡責任者へ連絡する。

※2019年6月に電力が通知した「でんきの安全点検サービスの運用開始に伴う対応について」の決定事項

10 施工報告

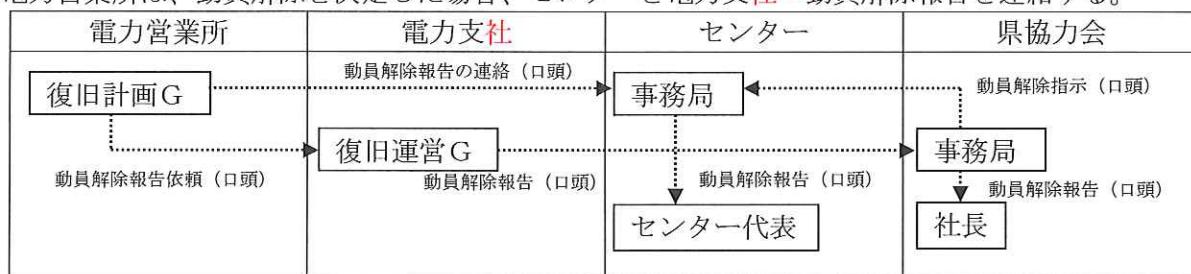
復旧工事が完了後、センターは電力営業所へ施工結果を報告する。



- (1) 後日改修が必要な場合は、様式4に漏れなく詳細を記載する。
- (2) 作業班の所有資材を使用した場合は、様式7「非常災害復旧応援材料表（センター使用分）」にて使用資材の数量を記載する。
- (3) 対応日単位にセンターに報告する。（やむを得ず2店以上の協力工事店で作業班を組む場合は、責任工事店を定め報告する。）

11 動員解除報告

電力営業所は、動員解除を決定した場合、センターと電力支社へ動員解除報告を連絡する。



12 支払い

- (1) 電力支社および営業所は、報告された様式6に基づき、県協力会に支払いを行う。
- (2) 県協力会は、電力からの支払いに基づき、センターに支払いを行う。
- (3) センターは、県協力会からの支払うに基づき直営班ならびに協力工事店に支払いを行う。やむを得ず2店以上の協力工事店で作業班を組んだ場合は、責任工事店に対して工事費が支払われる（出来高計上される）ため、センターは各工事店と調整をし、支払いを行う。
- (4) 電力営業所は、報告された様式7に基づき、センターへ資材にて精算を行う。センターとの調整により、直接、直営班ならびに協力工事店へ精算を行うことも可とする。
- (5) 交通誘導警備員を使用した場合、センターは「引込線および内線工事請負契約書 第17条」に基づき、通常業務に追加計上して電力営業所へ報告する。